

資料編

1 匝瑳市の現状

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km圏内、成田空港からは約20km圏内の距離にあります。

北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接しています。東西が約12.5km、南北が約15kmで、総面積は101.48km²です。

南部には九十九里海岸があり、市の主要部分は平坦地で土地改良により整地された広大な田園地帯となっています。北部は下総台地の緩やかな丘陵地帯となっています。

気候は、夏涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は16度、ほとんど降雪は見られず、とても過ごしやすい土地柄です。

図表-1 本市の位置・地勢



(2) 人口・世帯

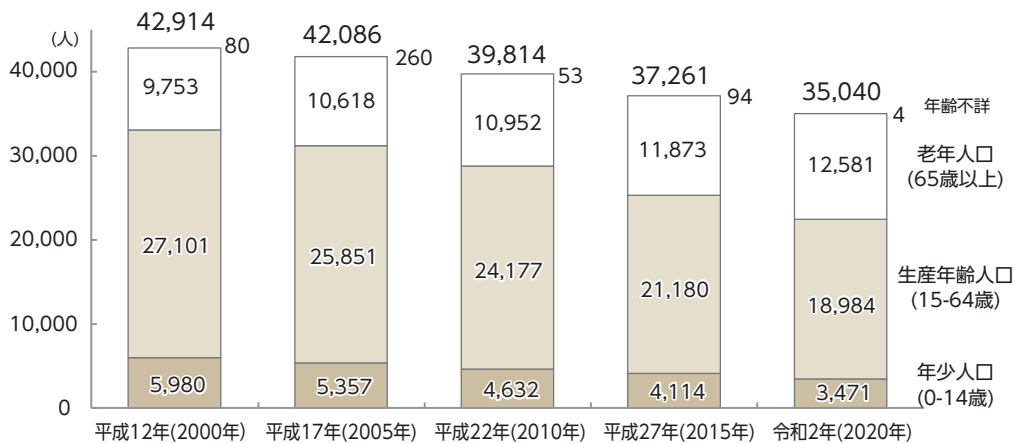
【人口】

本市の国勢調査人口の推移をみると、減少が続いており、平成12年(2000年)と令和2年(2020年)の20年間で7,874人減少しています。

年齢3区分別人口では、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)の増加が続いています。

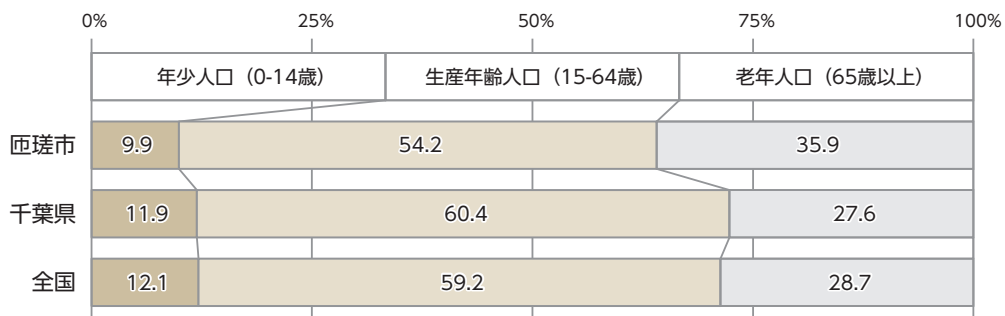
また、年齢3区分別人口構成比においても、老年人口の割合が全体の35.9%を占め、千葉県や全国と比べてもその割合が高くなっています。

図表-2 人口の推移



資料 国勢調査

図表-3 年齢3区分別人口構成比の県・国との比較(令和2年)



※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

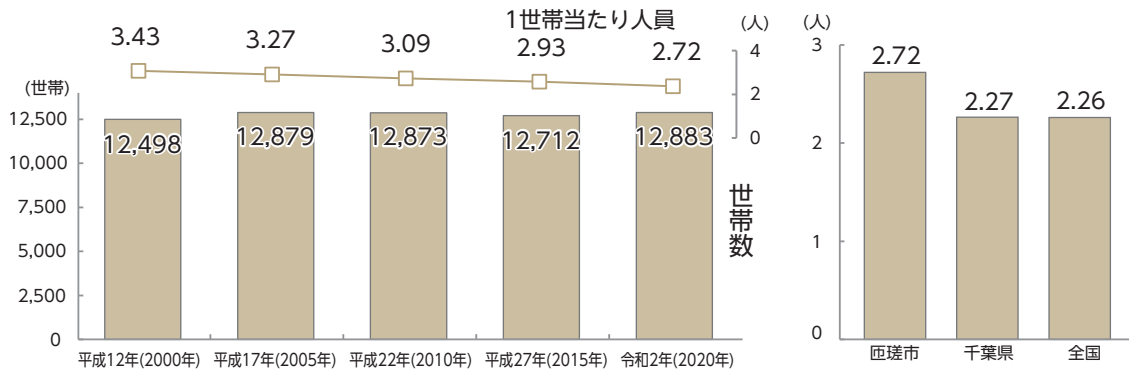
資料 国勢調査

【世帯】

国勢調査における世帯数をみると、平成17年(2005年)までは増加傾向にありましたが、以降は横ばいが続き、令和2年(2020年)は12,883世帯となっています。

1世帯当たりの人員では、減少が続いており、令和2年(2020年)は2.72人で千葉県や全国を上回っています。

図表-4 世帯の状況(左・世帯の推移、右・1世帯当たり人員の県・国との比較(令和2年))



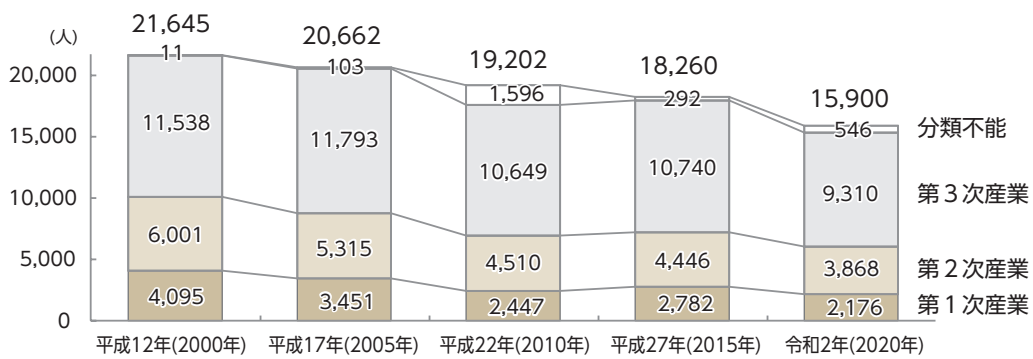
資料 国勢調査

【就業人口】

本市の就業人口をみると、第1次産業就業者数は、平成22年(2010年)まで減少が続いた後、平成27年(2015年)に増加したものの、令和2年(2020年)には再び減少に転じています。第2次産業就業者数は減少が続いており、第3次産業就業者数は平成17年(2005年)まで増加傾向にあったものの、平成22年(2010年)にかけて減少に転じています。

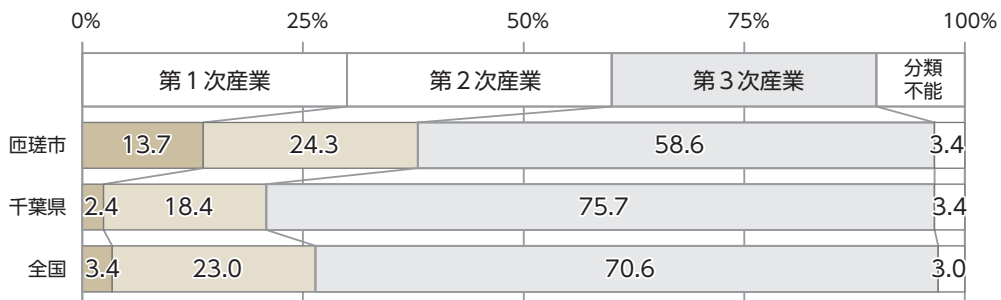
千葉県や全国と比べると、主要な産業である第1次産業就業者の割合が高くなっています。

図表-5 産業3部門別就業者数の推移



資料 国勢調査

図表-6 産業3部門別就業者構成比の県・国との比較(令和2年)



※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

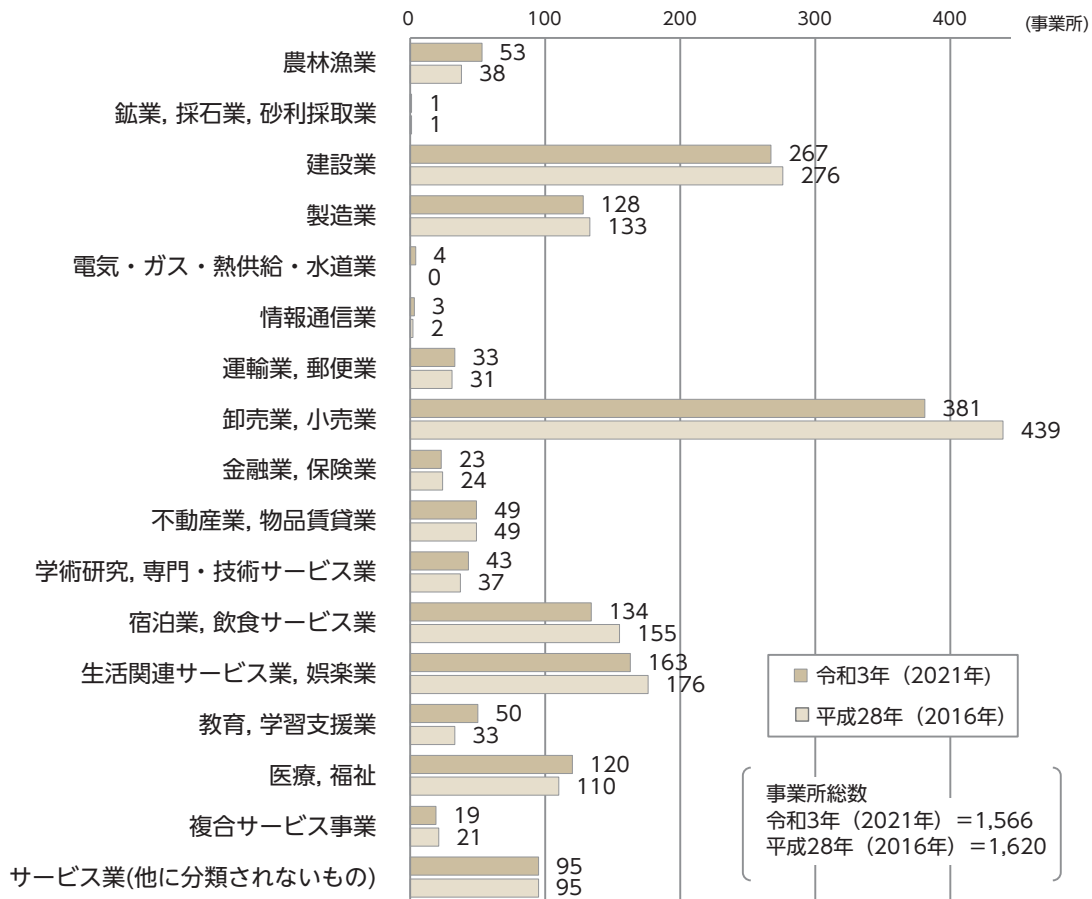
資料 国勢調査

【事業所数】

令和3年(2021年)の本市の民営事業所総数は、1,566事業所で、産業別にみると、卸売業,小売業の381事業所が最も多く、次いで建設業の267事業所、生活関連サービス業,娯楽業の163事業所、宿泊業,飲食サービス業の134事業所の順となっています。

平成28年(2016年)から令和3年(2021年)にかけて、3.3%の事業所が減少していますが、その事業所の多くは、卸売業,小売業となっています。

図表-7 産業別事業所数(民営事業所)の推移



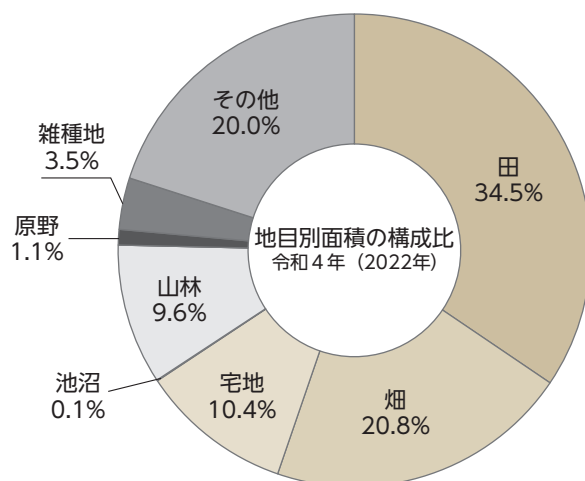
資料 経済センサス

(3) 土地利用

土地利用の状況について地目別面積の構成比をみると、令和4年(2022年)は、田34.5%、畑20.8%、宅地10.4%、山林9.6%等となっています。千葉県や県内市部と比べると、田や畑の割合が高く、宅地や山林の割合が低くなっています。

平成29年(2017年)との比較では、ほとんど変化はみられません。

図表-8 土地利用の状況(上・地目別面積の構成比、下・面積及び構成比の県・市部との比較)



各年1月1日時点 単位：ha(㌠)、%

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積〔令和4年(2022年)〕	3,499.3	2,111.4	1,058.7	5.6	975.4	0.0	107.9	358.7	2,035.0
構成比〔令和4年(2022年)〕	34.5	20.8	10.4	0.1	9.6	0.0	1.1	3.5	20.0
※構成比〔平成29年(2017年)〕	34.6	21.0	10.4	0.0	9.8	0.0	1.0	3.2	19.9
構成比 千葉県〔令和4年(2022年)〕	16.2	11.6	16.0	0.2	19.7	0.1	2.6	8.0	25.6
県市部〔 // 〕	15.3	11.6	17.2	0.2	19.1	0.1	2.4	8.0	26.1

※数値は四捨五入のため合計が100にならないことがある。

資料 いずれも千葉県統計年鑑

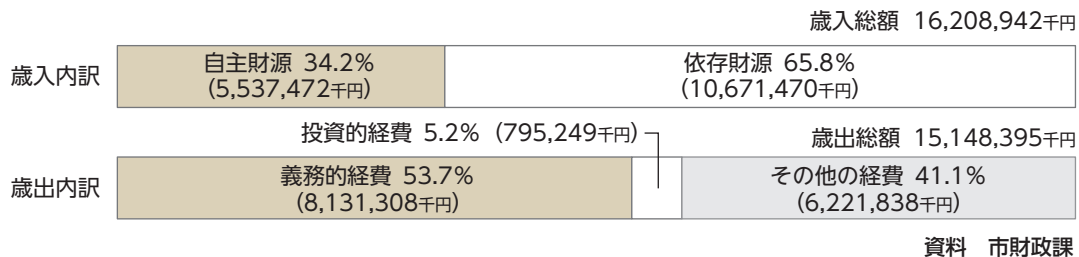
(4) 財政状況

【歳入・歳出】

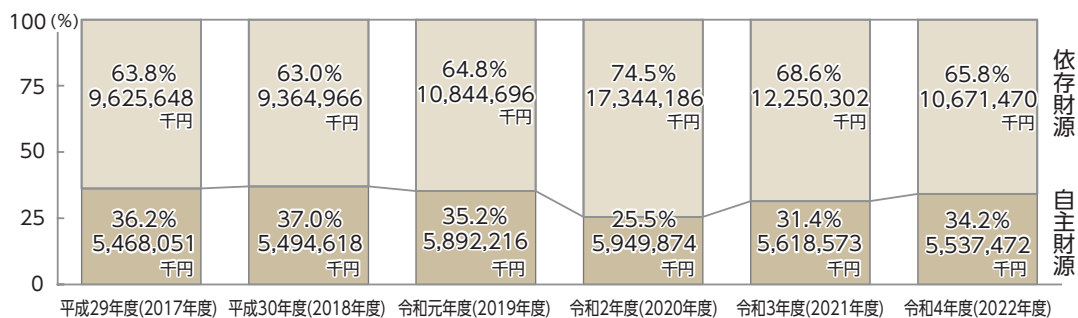
令和4年度(2022年度)の一般会計の歳入は、市税等の自主財源の割合が34.2%、地方交付税や国・県支出金、市債等の依存財源が65.8%となっており、自主財源の割合は低い状況が続いています。

また、歳出では、人件費や扶助費、公債費の義務的経費が53.7%、投資的経費が5.2%、その他の経費が41.1%となっています。

図表-9 歳入・歳出の構成(令和4年度)



図表-10 歳入の推移



【財政指標】

財政の状況を示す財政指標等をみると、経常収支比率は、令和2年度(2020年度)まで90%台で増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)に87.9%へと減少に転じましたが、令和4年度(2022年度)は再度90%台となりました。また、実質公債費比率は、年々増加しています。

財政力の強さを示す指標である財政力指数は、0.471から0.491で推移しており、市債残高は、年々減少しています。

図表-11 財政指標等の推移

(単位)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
経常収支比率 (%)	90.4	91.7	94.5	94.5	87.9	93.7
実質公債費比率 (%)	5.6	5.7	5.7	5.8	6.4	6.8
財政力指数	0.485	0.486	0.488	0.491	0.480	0.471
市債残高 (百万円)	16,718	16,332	16,108	16,010	15,386	14,023

資料 市財政課

2 計画策定について

(1) 計画の策定経過

期 日	内 容
令和4年 7月1日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会(令和4年度第1回)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定方針(案)決定 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定スケジュール決定
7月20日	第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定方針決定
9月20日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会合同専門部会(第1回)開催</p> <p>対象：全5部会(①健康・福祉・医療・介護専門部会、②産業・経済専門部会、③生活環境・都市建設専門部会、④教育・交流・移住・定住専門部会、⑤市民協働・行財政専門部会)</p>
10月24日	<p>「まちづくり提案」及び「まちづくりレポート」募集</p> <p>対象：全職員 期間：10月24日～12月23日</p>
11月4日	<p>匝瑳市総合計画策定委員会(令和4年度第2回)開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施決定
11月22日	<p>市民意識調査実施</p> <p>対象：16歳以上の市民2,000名 期間：11月22日～12月12日</p> <p>回収票：737票(回収率36.9%)</p>
12月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第2回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：12月14日～21日</p> <p>第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定に係る若手職員ワーキンググループ実施</p> <p>期間：12月21日～1月23日(全4回) 内容：採用2～6年目の職員(全8名)による取組や施策の調査研究及び提案</p>
令和5年 1月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第3回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：1月17日～23日</p>
2月18日	<p>第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定に係る団体懇談会開催</p> <p>対象：各種団体 場所：市民ふれあいセンター</p>
3月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第4回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：3月1日～9日 ※市民協働・行財政専門部会 追加開催</p>
3月14日	<p>第2次匝瑳市総合計画前期基本計画施策評価実施</p> <p>対象：各施策業務担当課</p>
4月	<p>匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第5回)開催</p> <p>対象：全5部会 期間：4月13日～28日</p>

期 日	内 容
5月9日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第1回)開催 ・計画策定進捗状況報告 ・計画策定スケジュール時点修正
5月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第6回)開催 対象:全5部会 期間:5月17日~24日
6月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第7回)開催 対象:全5部会 期間:6月13日~21日
7月	匝瑳市総合計画策定委員会専門部会(第8回)開催 対象:全5部会 期間:6月28日~7月6日
8月18日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第2回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)
9月1日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対する意見聴取
10月4日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対する意見聴取
10月6日	第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施 期間:10月6日~11月5日
11月17日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第3回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
12月15日	市議会全員協議会での第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)に対する意見聴取
令和6年	
1月9日	匝瑳市総合計画策定委員会(令和5年度第4回)開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
1月25日	匝瑳市総合開発審議会 開催 ・第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)
3月19日	市議会にて第2次匝瑳市総合計画中期基本計画を議決

(2) 諮問・答申

① 諮問

匝企第408号
令和6年1月25日

匝瑳市総合開発審議会会長 様

匝瑳市長 宮内 康幸

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)について(諮問)
このことについて、匝瑳市総合開発審議会条例(平成18年匝瑳市条例第24号)第2条の規定により諮問します。

② 答申

令和6年1月31日

匝瑳市長 宮内 康幸 様

匝瑳市総合開発審議会
会長 平山 新治

第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)について(答申)
令和6年1月25日付け匝企第408号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本件については、令和元年6月に策定された基本構想を受け、施策の具現化に必要な施策・事業を総合的・体系的に明らかにしたもので、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本計画にふさわしいものと評価いたします。

よって、「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画(案)」については、基本計画の案として承認します。

なお、今後の実施計画の策定や各事業の実施、さらには基本計画の進捗評価に当たっては、本審議会の意見を十分検討されるよう申し添えます。

(3) 匝瑳市総合開発審議会

① 匝瑳市総合開発審議会条例

平成18年1月23日条例第24号

(設置)

第1条 市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想(以下「基本構想」という。)及び基本計画並びに企業誘致その他産業の奨励に関し市長の諮問する事項を調査審議するため、匝瑳市総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (3) 重要な将来事業に関すること。
- (4) 用地の提供、賃金、資材の調達その他工場の設置上必要な事項について援助、あっせん又は便宜供与に関すること。
- (5) 地下資源の開発に関すること。
- (6) 企業誘致に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、産業を奨励するための必要な措置に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期等)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 匝瑳市総合開発審議会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	平山 新治	社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会会長
2	職務代理人	大塚 榮一	匝瑳市商工会会長
3	委 員	福島 俊之	一般社団法人旭匝瑳医師会会長
4	委 員	大野 裕子	匝瑳市保健推進員会会長
5	委 員	橋口 義範	匝瑳市シニアクラブ連合会会長
6	委 員	那智 博行	匝瑳市観光協会会長
7	委 員	須合 重徳	匝瑳市農業振興会会長
8	委 員	鈴木 一裕	ちばみどり農業協同組合理事
9	委 員	宇井 昭夫	公益社団法人匝瑳市シルバー人材センター会長
10	委 員	平山 仁一	匝瑳市区長会理事
11	委 員	佐藤 喜巳	匝瑳市防犯協会会長
12	委 員	加瀬 功一	匝瑳市ボランティア連絡協議会会長
13	委 員	菱木 智仁	八日市場ロータリークラブ会長
14	委 員	神子 真一	八日市場ライオンズクラブ会長
15	委 員	伊藤 北斗	一般社団法人八日市場青年会議所理事長

任期：2年(令和5年12月27日～令和7年12月26日)

3 用語の解説

あ 行

ICT (あい・しー・ていー)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことをいう。コンピューターや携帯端末によるインターネット等の情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

アイドリングストップ

自動車、オートバイ等において、停車中にエンジンを停止することで燃料消費・排出ガスを抑えること。

EC (いー・こまーす) 販売

Electronic Commerceの略で、電子商取引のことをいう。インターネットを使ったモノやサービスの販売のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。

AI (えー・あい：人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術のこと。

AED (えー・いー・でいー：自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillatorの略で、心臓がけいれんし正常に働かなくなった際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。平成16年(2004年)7月から医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、空港、駅、公共施設等の人が多く集まる場所を中心に設置されている。

SNS (えす・えぬ・えす)

Social Networking Serviceの略で、インターネット上で社会的なつながりを促進するサービスのこと。

NPO (えぬ・ぴー・おー)

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開される公共データであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。

か行

関係人口

移住した定住人口でも、観光客等の交流人口でもない、地域や地域の人々と継続的なつながりや関わりを持つ人々のこと。

キャリア教育

子ども達が、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観、勤労観や職業に関する知識、技能を身につけるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養う教育のこと。

GAP（ぎゃっぷ：農業生産工程管理）

Good Agricultural Practiceの略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。国内・国際認証の制度が設けられている。

グリーン・ツーリズム

農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期的又は定期的・反復的な場合等、様々ある。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての介護・保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。

さ行

資源循環型社会

生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があるが、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー /gender）」という。「社会的・文化的に形成された性別」それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

生涯活躍のまち

人口減少が進む中で、東京都をはじめとする都市部等を中心とする市の区域外から、多様な知識や経験を持つ健康でアクティブな中高年齢者の移住を積極的に受け入れ、さらなる健康づくりを進めるとともに、子どもや若者等の多世代との協働による生涯にわたって活躍できるまちづくりを推進し、もって地域の活性化を図ることを目的とした構想のこと。

情報モラル

情報化社会において適正な活動を行うための考え方や行動のことをいう。具体的には、インターネット等を利用する際のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権に対する対応等のこと。

3R(すりー・あー)運動

3Rは、Reduce(リデュース)＝廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース)＝再使用、Recycle(リサイクル)＝再資源化の3つの英語の頭文字を表している。このほか、Refuse(リフューズ)＝ごみとなるものを買わない、を追加した「4R運動」等を展開している場合もある。

成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等が、福祉サービスの利用や財産の取引等の契約を行うときに、家庭裁判所が選任した後見人が本人の権利や利益を保護し、支援する制度のこと。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動する機会の格差を是正するため、必要な範囲内で、少数側に対し、その機会を積極的に提供していくこと。

総合型地域スポーツクラブ

誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが主体的、自主的に運営するスポーツクラブのこと。

ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のこと。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の改善等が期待される。

た 行

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを目指す仕組みのこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

電子自治体

コンピューターやネットワーク等の情報通信技術を活用して、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものこと。

特定健康診査

生活習慣病であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、その該当者や予備群該当者を見つけ出す健診のこと。生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的とする。

特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な 行

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人のこと。

ネーミングライツ

スポーツ施設等の名称に、企業等の社名や商品ブランド名を付与する権利のことで、「命名権」あるいは「施設命名権」とも呼ばれる。企業等に対し、市が所有する公共施設の「愛称」を命名する権利を付与する代わりに、企業等からその対価を得て、市の新たな財源確保を図るもの。

は 行

ハザードマップ

自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報を地図上に示したもののこと。

パブリックコメント

行政機関が法規や計画等を定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、又は具体的に障害を取り除いた状態をいう。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織のこと。

ブルー・ツーリズム

漁村に滞在して漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動のこと。

防災士

防災についての十分な意識と一定の知識・技能を有することをNPO法人日本防災士機構が認定した人のこと。

ま 行

麻疹・風疹（MR）のワクチン

麻疹・風疹の混合ワクチンのこと。

麻疹：麻疹ウイルスによって引き起こされる感染症で、一般的には「はしか」と呼ばれる。発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状と発疹が現れ、肺炎、脳炎といった重い合併症を発症することもある。

風疹：発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹症。妊娠中に風疹に感染することで赤ちゃんに障害が出ることもある。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のこと。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を重ね持った状態をいう。

や 行

UIJ（ゆー・あい・じえい）ターン

大都市圏の居住者が地方に移住することで、「Uターン」は出身地に戻る形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態、「Iターン」は出身地から離れた地方へ移住する形態を指す。

ら 行

ライフサポートファイル

何らかの障害がある等、特別な支援が必要な人について、一貫した継続的な支援を行うため、その成育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理できるファイルのこと。

6次産業化

農林水産業・畜産業等の第1次産業とこれに関連する第2次産業(加工)、第3次産業(販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。

ローリング方式

計画において、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐため、毎年度修正や補完等を行う手法のこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を実現すること。